

■島根県死因究明等推進協議会の公開について

1. 公開の趣旨

島根県では、各種施策において重要な役割を果たしている審議会等の審議の状況を県民に公開し、開かれた県政の一層の推進と県政における透明性、公正性の確保に取り組んでいます。

2. 公開の基準

審議会等の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 法令等の規定により公開することができないとされている場合
- (2) 島根県情報公開条例第7条各号（非公開情報）に掲げる情報が含まれる事項について審議、審査又は調査等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生ずるおそれがある場合

3. 公開又は非公開の決定

- (1) 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、会議の公開の基準に基づき審議会等の長が、当該会議に諮って行うものとする。
- (2) 審議会等が、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

4. 公開方法

審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。審議会等は、公開する会議において傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席を設けることとする。

根拠規定 島根県情報公開条例（関係部分抜粋）

（会議の公開）

第34条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、法令等の規定により公開することができないとされているとき及び次に掲げる場合であって当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- 一 非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合
(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。（略）

- 二 個人に関する情報（略）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。（以下略）

- 三 法人その他の団体（略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。（以下略）